

# 逮捕（令状主義・通常／現行犯・準現行犯／緊急）

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから刑事訴訟法#8 / 動画: <https://youtu.be/MozyippilrQ>

第2章 捜査 ③／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

## 0. 令状主義——逮捕の大原則〔短答・論文共通〕

逮捕は身体を直接拘束する、強制処分の代表です。だからこそ原則として、中立な裁判官の

事前審査（令状）が必要になります。

【条文】日本国憲法33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

条文 日本国憲法33条（令状主義）

何人も、**現行犯として逮捕される場合を除いては**、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する**令状によらなければ、逮捕されない**。

図：条文カード・憲法33条（逮捕には令状を要する／現行犯の例外）。

ここでいう「司法官憲」が裁判官です。そして憲法が明文で認める唯一の例外が現行犯。

明白性が高く、誤認のおそれが小さいからです。

## 逮捕の3類型——令状の「タイミング」で覚える

観点	通常逮捕	現行犯・準現行犯	緊急逮捕
条文	199条	212条 (①・②) ・ 213条	210条
令状	事前に必要 (裁判官が発付)	不要 (誰でも逮捕可)	逮捕の直後に請求 (出なければ釈放)
嫌疑の程度	相当な理由	犯罪・犯人の明白性	十分な理由 (高い)
対象犯罪	制限なし (軽微罪は要件加重)	制限なし	死刑・無期・長期 3年以上の拘禁刑

核心=同じ「逮捕」でも、裁判官の司法審査が“いつ”入るかで分かれる (事前/なし/直後)

図：対比表・逮捕の3類型 (通常・現行犯・緊急) の整理。

### 1. 通常逮捕 (199条) —— 逮捕の理由 + 逮捕の必要性 [短答]

逮捕の原則型が通常逮捕です。

【条文】 刑事訴訟法199条1項 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由が

あるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円 (…) 以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

#### 条文 刑事訴訟法199条1項 (通常逮捕)

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる**相当な理由**があるときは、**裁判官のあらかじめ発する逮捕状により**、これを逮捕することができる。ただし、三十万円 (刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円) 以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

図：条文カード・刑訴199条1項 (通常逮捕)。

【条文】 刑事訴訟法199条2項 裁判官は、…検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、…警部以上の者に

限る。）の請求により、前項の逮捕状を発する。ただし、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

条文 刑事訴訟法199条2項（請求権者・逮捕の必要性）

裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、**検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）**の請求により、前項の逮捕状を発する。ただし、**明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。**

図：条文カード・刑訴199条2項（逮捕状の要件・裁判官の審査）。

要件は2つ。①逮捕の理由＝「相当な理由」（相当な嫌疑）と、②逮捕の必要性＝逃亡・罪証隠滅のおそれです。必要性の中身は規則が具体化しています。

【条文】 刑事訴訟規則143条の3（逮捕の必要性の中身） …被疑者が逃亡する虞がなく、かつ、罪証を隠滅する虞がない等明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない。

**条文** 刑事訴訟規則143条の3（逮捕の必要性）

逮捕状の請求を受けた裁判官は、逮捕の理由があると認める場合においても、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、**被疑者が逃亡する虞がなく、かつ、罪証を隠滅する虞がない等明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない。**

図：条文カード・刑訴規則143条の3（逮捕の必要性）。

短答のポイントは請求権者です。逮捕状を請求できるのは検察官・指定司法警察員（警部以上）で、司法巡査は請求できません。

**【条文】 刑事訴訟法212条1項** 現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者を現行犯人とする。

## 2. 現行犯逮捕（212条1項・213条） ——明白性で令状不要〔論文〕

現行犯逮捕は、令状なしで認められる類型です。

**条文** 刑事訴訟法212条1項・213条（現行犯逮捕）

① **現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者を現行犯人とする。** / 213条 **現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。**

図：条文カード・刑訴212条（現行犯人・準現行犯人）。

【条文】 刑事訴訟法213条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

212条1項が現行犯人を定義し、213条が「何人でも」令状なしに逮捕できると定めます（私人逮捕も可）。私人が逮捕したときは、直ちに検察官・司法警察職員へ引き渡します（214条）。令状不要の根拠は、犯罪・犯人の明白性。逮捕者が現認でき、誤認逮捕のおそれが小さいからです。なお、現行犯逮捕にも逮捕の必要性は要とするのが多数で、「不要」と断言しない点に注意してください（程度には争いがあります）。

### 3. 準現行犯（212条2項）——各号該当＋「間がない」〔論文〕

準現行犯は、現行犯に準じて令状なしで逮捕できる類型です。

【条文】 刑事訴訟法212条2項（柱書） 左の各号の一にあたる者が、罪を行い終つてから間がないと明らかに認められるときは、現行犯人とみなす。

各号は次の4つです。

- 1号 犯人として追呼されているとき
- 2号 贓物・兇器その他の物を所持しているとき
- 3号 身体・被服に犯罪の顕著な証跡があるとき
- 4号 誰何されて逃走しようとするとき

#### 準現行犯（212条2項）＝各号該当＋「間がない」

号	事由（212条2項）	具体例
1号	犯人として追呼されているとき	「泥棒！」と追いかけている
2号	贓物・明らかに犯罪に使った兇器その他の物を所持	盗品やナイフを持っている
3号	身体・被服に犯罪の顕著な証跡があるとき	返り血・破れた服
4号	誰何されて逃走しようとするとき	「待て」と言われ逃げ出す

柱書＝上記いずれか＋「罪を行い終つてから間がない」（時間的接着性＋明白性）→現行犯人とみなす／接着性の要求度は号で差（1号追呼は緩判例＝和光大学事件（最決平8・1・29）。約1時間40分後・約4kmでも各号該当事実と相まって接着性を肯定し適法（数値は基準値ではない）

図：対比表・現行犯人と準現行犯人（212条1項／2項）の要件。

要件は、①各号のいずれかに該当すること、②時間的・場所的接着性（＝明白性の担保）です。リーディングケースが和光大学事件です。

【判例】 最決平8・1・29（和光大学事件・第三小法廷決定／刑集50巻1号1頁・

百選15）（職務質問からの一連の状況の下で）212条2項2号ないし4号に当たる者が「罪を行い終つてから間がない」と明らかに認められるときにされたものとして、準現行犯逮捕は適法。

### 判例

(職務質問からの一連の状況の下で) 212条2項2号ないし4号に当たる者が、「罪を行い終つてから間がない」と明らかに認められるときにされたものとして、**準現行犯逮捕は適法**である。

→ 最決平8・1・29 (和光大学事件・第三小法廷決定/刑集50巻1号1頁・百選15)。内ゲバ事件。犯行終了から約1時間40分後・現場から直線約4km離れた地点で、職務質問を求めて逃走した被告人らを追跡し逮捕。泥まみれの靴・濡れた衣服・籠手・顔面の傷等の状況。比較的長い時間・距離でも各号該当事実と相まって時間的接着性・明白性が認められれば適法となりうる事例(数値は基準値ではない)。

図：判例カード・最決平8・1・29 (和光大学事件＝準現行犯)。

事案は、犯行から約1時間40分後・現場から約4kmの地点での逮捕でした。各号該当事実と相まって、接着性・明白性が肯定されてい

ます。なお、この数値は事案の事実であって基準値ではありません。

### 論文の型 | 現行犯・準現行犯逮捕の適法性

#### ★ コア規範 (逐語で覚えるのはここだけ) | 現行犯・準現行犯逮捕の適法性

現行犯逮捕(212条1項)が令状なしで許されるのは、**犯罪と犯人が逮捕者にとって明白で誤認逮捕のおそれが小さい**からである。準現行犯逮捕(212条2項)は、**同項各号の一に該当し、かつ「罪を行い終つてから間がない」と明らかに認められる時間的・場所的接着性を要する。**

最決平8・1・29 (和光大学事件)

#### 復元キー (理解した趣旨から答案を再構成する)

- 1 無令状逮捕が許される根拠＝犯罪・犯人の明白性 (誤認逮捕のおそれが小さい)
- 2 現行犯(212I)＝現に罪を行い、又は現に行い終わった者
- 3 準現行犯(212II)＝各号該当＋「罪を行い終つてから間がない」明白性 (時間的・場所的接着)
- 4 現行犯逮捕にも逮捕の必要性 (逃亡・罪証隠滅のおそれ) を要するのが多数

図：規範カード・現行犯逮捕/準現行犯逮捕の要件 (コア規範)。

- 【コア規範】(逐語暗記＝太字キーワード) 現行犯逮捕(212①)が令状なしで許されるのは、**犯罪と犯人が逮捕者にとって明白**

で誤認逮捕のおそれが小さいから。準現行犯逮捕(212②)は、**同項各号の一に該当し、かつ「罪を行い終つてから間がない」**

と明らかに認められる時間的・場所的接着性を要する。

- 【復元キー】①無令状逮捕の根拠＝犯罪・犯人の明白性（誤認のおそれ小）→②現行犯（212I）＝現に罪を行い／現に行い終わった者→③準現行犯（212II）＝各号該当＋「間がない」明白性（時間的・場所的接着）→④現行犯逮捕にも逮捕の必要性（逃亡・罪証隠滅）を要するのが多数。
- 【フル論証】現行犯逮捕（212条1項）が令状なしで許されるのは、犯罪と犯人が逮捕者にとって明白であり、誤認逮捕のおそれが小さいからである。準現行犯（212条2項）は、同項各号の事由のいずれかに該当

し、かつ「罪を行い終つてから間がない」と明らかに認められる時間的・場所的接着性を要する。現行犯逮捕においても、逮捕の必要性（逃亡・罪証隠滅のおそれ）を要するとするのが多数である。

- 【事例】職務質問から逃走した者を約1時間40分後・約4km先で逮捕。
- 【問題提起】令状なしの準現行犯逮捕（212条2項）として適法か。
- 【あてはめ】誰何逃走（4号）・証跡（3号）等の各号事情と、職質からの一連の追跡という接着性を評価（和光大学・最決平8・1・29）。

#### 答案の型（司法試験で使う型） | 現行犯・準現行犯逮捕の適法性

##### 【事例】

職務質問を求められて逃走した者を、警察官が約1時間40分後、現場から約4km離れた地点で追跡し逮捕した。

##### 【問題提起】

令状なしの準現行犯逮捕（212条2項）として適法か。

##### 【規範】

上記の規範を定立（各号該当＋「間がない」＝時間的・場所的接着性と明白性）。

##### 【あてはめ】

被疑者は誰何されて逃走しており（4号）、衣服等に犯罪の証跡があった（3号）。職務質問からの一連の追跡という状況の下では、相当の時間・距離が経過していても、各号該当事実と相まって「間がない」と明らかに認められ、準現行犯逮捕は適法（和光大学事件・最決平8・1・29）。

図：答案の型カード・現行犯／準現行犯逮捕の適法性。

## 4. 緊急逮捕（210条）——重罪・十分な理由・緊急性・直ちに令状〔論文〕

緊急逮捕は、令状を待たず逮捕したうえで、直ちに令状を求める類型です。

【条文】 刑事訴訟法210条1項 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無

期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

**条文** 刑事訴訟法210条1項（緊急逮捕）

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、**死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる罪**を犯したことを疑うに足りる**十分な理由**がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、**直ちに裁判官の逮捕状を求め**る**手続をしなければならない**。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

図：条文カード・刑訴210条（緊急逮捕）。

注意したいのが表記です。2025年6月1日施行の拘禁刑化後の現行表記は「長期三年以上の拘禁刑」で、旧「懲役若しくは禁錮」は不可。嫌疑は「十分な理由」（「充分」ではありません）で、その程度は通常逮捕（相当な理由）より高く要求されます。合憲性についてはリーディングケースがあります。

**【判例】最大判昭30・12・14（緊急逮捕の合憲性・大法廷／刑集9巻13号2760頁）**  
厳格な制約の下に、罪状の重い一定の犯罪についてのみ、緊急已むを得ない場合に限り、逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状の発行を求めることを条件として被疑者の逮捕を認めることは、憲法33条規定の趣旨に反するものではない。

**判例**

厳格な制約の下に、罪状の重い一定の犯罪についてのみ、緊急已むを得ない場合に限り、**逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状の発行を求めることを条件として被疑者の逮捕を認めることは、憲法33条規定の趣旨に反するものではない。**

→ 最大判昭30・12・14（緊急逮捕の合憲性・大法廷判決／刑集9巻13号2760頁）。緊急逮捕（210条）は令状なしで逮捕する点で憲33に反しないかが争点。重罪限定・急速を要し令状を求められない場合に限り、逮捕後直ちの令状請求という事後の司法審査を条件とする以上、令状主義の趣旨に反しないとして合憲とした。

図：判例カード・最大判昭30・12・14（緊急逮捕の合憲性）。

★ コア規範（逐語で覚えるのはここだけ） | 緊急逮捕の合憲性

緊急逮捕（210条）は、**死刑・無期・長期3年以上の拘禁刑にあたる罪につき罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があり、急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができない**ときに、理由を告げて逮捕し、**逮捕後直ちに逮捕状を請求する**ものである。重罪限定・高度の嫌疑・緊急性という厳格な要件と逮捕後直ちの司法審査を条件とする以上、**令状主義（憲33）の趣旨に反せず合憲**である（最大判昭30・12・14）。

最大判昭30・12・14

復元キー（理解した趣旨から答案を再構成する）

- ① 問題＝逮捕後に令状を求める緊急逮捕は令状主義（憲33）に反しないか
- ② 要件が厳格＝①重罪（死刑・無期・長期3年以上の拘禁刑）②十分な嫌疑③急速を要し令状を求める余裕なし
- ③ 逮捕後直ちに逮捕状請求＝事後ながら司法審査が必ず働く
- ④ → 全体として令状主義の趣旨を満たし合憲（昭30・12・14）

図：規範カード・緊急逮捕の合憲性（コア規範）。

- 【コア規範】（逐語暗記＝太字キーワード）緊急逮捕（210条）は、**死刑・無期・長期3年以上の拘禁刑にあたる罪につき罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があり、急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができない**ときに、理由を告げて逮捕し、**逮捕後直ちに逮捕状を請求する**もの。重罪限定・高度の嫌疑・緊急性という厳格な要件と逮捕後直ちの司法審査を条件とする以上、**令状主義（憲33）の趣旨に反せず合憲**〔最大判昭30・12・14〕。
- 【復元キー】①問題＝逮捕後に令状を求める緊急逮捕は令状主義（憲33）に反しないか → ②要件が厳格＝重罪・十分な嫌疑・急速を要し令状を求める余裕なし → ③逮捕後直ちに逮捕状請求＝事後ながら司法審査が必ず働く → ④全体として令状主義の趣旨を満たし合憲。
- 【フル論証】緊急逮捕（210条）は、死刑・無期・長期3年以上の拘禁刑にあたる重い罪につき罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があり、急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができない場合に、理由を告げて逮捕し、逮捕後直ちに逮捕状を請求する（発せられなければ直ちに釈放する）ものである。このように、重罪限定・高度の嫌疑・緊急性という厳格な要件と、逮捕後直ちの司法審査を条件とする以上、令状主義（憲法33条）の趣旨に反せず合憲である（最大判昭30・12・14）。
- 【事例】重大事件の被疑者を令状を待たず逮捕、直後に令状請求。
- 【問題提起】逮捕後に令状を求める緊急逮捕は令状主義（憲33）に反しないか。
- 【あてはめ】対象犯罪の重大性・十分な嫌疑・緊急性・直ちの令状請求の各要件を一つずつ充足判定。

## 答案の型（司法試験で使う型） | 緊急逮捕の合憲性

### 【事例】

重大事件の被疑者につき十分な嫌疑があり、急速を要して令状を待てない状況で、警察官が令状なしに逮捕し、直後に逮捕状を請求した。

### 【問題提起】

令状なしの緊急逮捕は、現行犯以外は事前の令状を要求する憲法33条に反しないか。

### 【規範】

上記の規範を定立（厳格な要件+逮捕後直ちの令状請求という事後審査で令状主義の趣旨を満たす）。

### 【あてはめ】

対象犯罪は重大で十分な嫌疑があり（重罪限定・高度の嫌疑）、急速を要し令状を求める余裕がなく（緊急性）、逮捕直後に令状を請求している（事後の司法審査）。憲法33条の趣旨に反せず合憲（最大判昭30・12・14）。

図：答案の型カード・緊急逮捕の合憲性。

## 短答ひっかけ

- 逮捕状を請求できるのは？ → **検察官・警部以上の司法警察員。司法巡査は不可。**
- 現行犯は警察官しか逮捕できない？ → **否。何人でも可（213）。私人は直ちに引渡し（214）。**
- 緊急逮捕は軽い罪でも？ → **不可。死刑・無期・長期3年以上の拘禁刑の重罪に限る。**
- 緊急逮捕は令状なしだから違憲？ → **合憲（直後に令状請求の厳格要件＝最大判昭30・12・14）。**
- 現行犯なら逮捕の必要性は不要？ → **不要と断言しない（多数は必要・程度に争い）。**

## 論文の型

- 本文中の2ブロック参照。「現行犯・準現行犯逮捕の適法性」「緊急逮捕の合憲性」を逐語で押さえる。

## 今日の地図（保存版）

- 逮捕＝強制処分の代表。原則は事前の令状（憲33）。明文の例外は**現行犯のみ**。
- 通常逮捕（199）＝①**相当な理由**（逮捕の理由）＋②**逮捕の必要性**（逃亡・罪証隠滅）。請求権者＝検察官・警部以上の司法警察員（**司法巡査は不可**）。
- 現行犯逮捕（212①・213）＝**明白性ゆえ令状不要・何人でも可**（私人は直ちに引渡し・214）。必要性は不要と断言しない。
- 準現行犯（212②）＝各号該当＋「**間がない**」**明白性**（時間的・場所的接着。和光大学・最決平8・1・29）。
- 緊急逮捕（210）＝**死刑・無期・長期3年以上の拘禁刑＋十分な理由＋緊急性＋直ちに令状請求**。合憲（最大判昭30・12・14）。

次回は第2章④「勾留」。勾留の要件・期間と、逮捕前置主義を扱います。